令和８年度
市民総参加子ども育成運動推進委員会
全 体 会



日　時　　令和８年７月23日（木）　10時00分～

場　所　　佐賀市青少年センター　大会議室

市民総参加子ども育成運動推進委員会全体会

会　次　第

１．　開会

２．　委嘱状交付

３．　委員長挨拶

４．　議事

（1）　令和７年度「子どもへのまなざし運動」事業報告・・・・・・P4

（2）　令和８年度「子どもへのまなざし運動」事業計画（案）・・・・P11

５．　意見交換「子どもへのまなざし運動「大人の行動指針」改訂に向けて」

資料

佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例・・・P14

佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会規則・・・・・・・・・P19

６．　閉会

1 議事

（1）令和７年度「子どもへのまなざし運動」事業報告

子どもへのまなざし運動キャッチコピー

～できる人が できる時に できる範囲で～

子どもへのまなざし運動の推進【２本の柱】

市内各地で個人や団体で様々な活動をされている方々を応援し、これから自分にできることで子どもたちと関わろうとする大人を増やすための２本の柱

１ 市民の認知度や関心を高めるための取り組み

２ 市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み

【昨年度の全体会による今後の方向性の決定】

①すべての人ができることから取り組む

・子どもや親を取り巻く環境が変化する中で、画一的な取り組みを推進するのではなく、それぞれの家庭に合わせた取り組みを推進する。

・地域の子どもとかかわりがない大人たちが、子どもや保護者の存在を認知し、自分のできることから「まなざし運動」に関わっていけるように周知

②子どもが中心となる場を作る

〈これまで〉

大人が主体となって、子どもに働きかけていく取り組みが多かった

〈これから〉

子どもが中心となる場を作ることで、子どもの主体性を育む

③企業等との連携強化

・共働き世帯の増加、就労年齢の高齢化が進んでいる状況で、「家庭」「地域」における子どもの育みには、企業等の協力は必要不可欠

・市の取り組み等をまなざし運動参加企業に情報発信していくことで、職場の働きやすさの向上など、運動の実践に繋げていく

④公民館の活用

・子どもの居場所、子どもと地域の交流の場として活用する

・子どもへのまなざし運動の実践の場として、公民館においては子どもの”出番”、”役割”、”承認”の視点で事業に取り組む。

1　市民の認知度や関心を高めるための取り組み

●運動の全市的な周知・啓発の継続

（1）地域や各種団体への運動の説明会、PR を実施

〇「職員出前講座」の実施

〇各課関連事業、イベント等でまなざし運動を PR

・「児童虐待防止月間」民生委員・児童委員の協力によるまなざし運動リーフレット配布

・栄の国まつり「新市 20 周年記念パレード」、ライトファンタジーパレードにまなざし PR 隊として参加

・「こんにちは赤ちゃん」に子どもへのまなざし運動について記載（こども健康課）

・こどもまんなかニュースレター、こども計画で子どもへのまなざし運動のコラムを掲載（こども政策課）

・市民芸術祭等のイベント等でのぼり旗を掲示（歴史・文化課）（学校教育課）

・図書館でまなざしアーチを放送（図書館）

〇市職員への周知

・新規採用職員研修、教頭事務長会、校長会、まなざしメール

（2）まなざし運動啓発グッズの活用（地域、企業等、学校等へ随時配布）

〇啓発グッズを活用した、具体的な取り組みを提案

・子どもたちとコミュニケーションを図り安全・安心を見守る

・行事やイベント等で PR

〇配布実績

・のぼり旗 241 枚、ベスト 111 枚、帽子 105 着



子どもへのまなざし街頭活動

（3）シンボルキャラクターを活用した啓発『まなざし君』

〇地域の行事等に参加し、子どもたちとふれあう

・学校行事（新市 20 周年記念「空飛ぶ体験あたりまえ化計画」）

・子どもへのまなざし街頭活動

・がばいキャラまつり

・企業や団体へ貸出



R8.3.20　がばいキャラまつり



新市 20 周年記念「空飛ぶ体験あたりまえ化計画」

2 市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み

●今後の活動について意見交換会の開催

〇推進委員会全大会で、佐賀市こどもミーティング 2025 で出された子どもたちの声を共有し、まなざし運動につなげる意見交換会を開催

・内容:「こどもたちの声」への意見交換～こどもたちの声をまなざし運動につなげよう！～

・ファシリテーター:認定NPO法人　地球市民の会　事務局長　岩永　清邦　氏

・出席者:まなざし推進委員、まなざし兼務主査、地域教育コーディネーター等

〇意見交換の内容

「子どもたちはどのようなことを求めているのでしょうか？」

「今後のまなざし運動に必要なことはなんでしょうか？」

〇全体会で出された意見をまとめ、子どもへのまなざし運動の今後の方向性として整理（上部掲載）





●企業との連携強化

（1）参加企業へ実践を促す取組

〇企業の取り組みPR（市HP）

・まなざし運動に積極的に取り組んでいる企業や事業所の活動を紹介する

※まなざしキラリ賞受賞企業の表彰や、市報・HP・ラジオ放送での紹介を実施

〇まなざし運動参加企業としての取り組み

・まなざし休暇の取得促進を図るため、佐賀市役所がまなざし運動を牽引する参加企業取組のひとつとして、まなざし休暇を取得して「空飛ぶ体験あたりまえ計画」へのボランティア参加を呼びかけた（参加者実績 212 名）。

〇まなざし運動啓発グッズの活用を通した取り組み継続の働きかけ

・のぼり旗、ポスター配布

・参加企業に対しアンケート協力依頼と同時に「まなざし休暇」の取得促進を依頼

（2）運動への参加募集の継続　　参加企業数　852 社（令和 8 年 5 月末）

〇取り組み内容

・佐賀市労政だよりなどの活用（経済政策課）

・佐賀市中小企業人材確保支援事業費補助金（経済政策課）

※地域活動に取組む中小企業

・工事指名業者登録時の社会貢献ポイントの加点（契約監理課）

・物品購入等競争入札参加資格登録時の参加要請（契約監理課）



企業紹介リーフレット表紙

（3）運動参加企業へ情報提供

〇健康情報配信

・健康増進や病気の予防に役立つ情報等を掲載した「健康通信」を送付（健康づくり課）

●各地域、学校、企業等で取り組まれている活動の情報発信

（1）「子どもへのまなざし運動推進コーディネーター」による取材活動 「つながるさがし」掲載

（2）運動実践事例の発表

〇第18 回子どもへのまなざし運動推進大会 令和8年2月 1 日（日）開催

・基調講演

『子どもの well-being の実現のために～進化する『教育観』～

講師 東明館中学校・高等学校

理事長兼校長 神野 元基 氏

・実践発表

『本庄町青少年健全育成会の活動報告』

本庄町青少年健全育成会

会長 荒木 健 氏

副会長 木原 久美子 氏

『川上校区まちづくり協議会子育てしやすいまちづくり部会実践事例発表』

川上校区まちづくり協議会子育てしやすいまちづくり部会

部会長 佐々木 康智 氏

副部会長 久冨 里香 氏

〇参加者 約316名（青少健、推進委員、自治会、 学校・PTA・参加企業、他）

（基調講演）



神野 元基 氏

（実践事例発表）



荒木 健 氏　木原 久美子 氏



佐々木 康智 氏　久冨 里香 氏

●「まなざし放送局」えびすＦＭによる、まなざし運動の情報発信

〇ラジオ「えびすFM 89．6MHz」から、まなざしキラリ賞受賞者の思いを届ける番組

放送期間：令和7年12月2～23日（火）（全4回）

放送時間：13：00～13：55（55分）

■出演者一覧

月	日（火）	回	13：00～13：30	13：30～13：55
12月	2日	1	まなざしキラリ賞（個人） （富士）　水田 強（みずた つよし）さん	まなざしキラリ賞（個人） （諸富南）　西村 信三（にしむら しんぞう）さん
	9日	2	まなざしキラリ賞（団体） （北川副）子育てサークル ぷくぷく friends 江口（えぐち） みゆき さん	まなざしキラリ賞（個人） （開成）　前山（まえやま） 由加（ゆか） さん
	16日	3	まなざしキラリ**大賞**（個人） （川上）　村岡（むらおか） 美鈴（みすず） さん	まなざしキラリ大賞（団体） （川上）　川上校区まちづくり協議会 子育てしやすいまちづくり部会 部会長　佐々木（ささき） 康智（やすとも） さん 副部会長　久富（ひさどみ） 里香（りか） さん
	23日	4	まなざしキラリ賞（団体） （若楠）若楠まちづくり協議会 子ども育成部会 部会長　永渕（ながふち） 史孝（ふみたか） さん 役員　椿原（つばはら） 伸好（のぶよし） さん	まなざしキラリ賞（個人） （開成）　松本（まつもと） 昌代（まさよ）さん



12.23 若楠まちづくり協議会　子ども育成部会

部会長　永渕 史孝 さん

副部会長 椿原 伸好 さん



12.9 江口 みゆき さん　前山 由加 さん

えびすＦＭの専用アプリ

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード

●まなざしキラリ賞による表彰

〇募集期間：令和 7 年 7 月～10 月まで（市報、ホームページ、チラシにて募集）

〇第 16 回まなざしキラリ賞表彰（第 18 回子どもへのまなざし運動推進大会にて表彰）

〇受賞者（敬称略）

・【まなざしキラリ大賞】 個人 1、団体 1

個人の部	今川　房子（中川副）
団体の部	子育ておしゃべりサロン（北川副）

・【まなざしキラリ賞】 個人 7、団体 7

個人の部	永原　光彦（赤松）、岩下　信男（若楠）、合六　猛（開成）、
	山﨑　堯（諸富南）、田中　啓夫（諸富南）、高柳　勉（川上）、
	山口　浩子（川上）
団体の部	子育てサロンかんこうドーナツ（勧興）
	にっしん茶屋の会（日新）
	日新校区まちづくり協議会　地域文化部会（日新）
	金立町子ども見守り隊（金立）
	郵便局長会　佐賀市北部会（開成）
	西川副まちづくり協議会　地域の絆・交流・活力部会（西川副）
	博愛の里　中川副まちづくり協議会本部（中川副）

まなざしキラリ賞　表彰式



○広報等での紹介

・ホームページ等で紹介





（２）令和８年度「子どもへのまなざし運動」事業計画（案）

子どもへのまなざし運動キャッチコピー

～できる人が できる時に できる範囲で～

子どもへのまなざし運動の推進【２本の柱】

市内各地で個人や団体で様々な活動をされている方々を応援し、これから自分にできることで子どもたちと関わろうとする大人を増やすための２本の柱

１ 市民の認知度や関心を高めるための取り組み
２ 市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み

【まなざし運動今後の方向性】

① すべての人ができることから取り組む
② 子どもの主体性を育む
③ 企業等との連携強化
④ 公民館をまなざし運動の場に

１ 市民の認知度や関心を高めるための取り組み

●運動の全市的な周知・啓発の継続【①】

（1）地域や各種団体へ運動の説明会、PRを実施
　〇「職員出前講座」の実施
　〇各課関連事業、イベントでまなざし運動をPR
　　・栄の国まつり、ライトファンタジーパレード
　〇市職員等への周知
　　・新規採用職員研修、小・中学校初任者研修会、教頭事務長会、校長会
（2）まなざし運動啓発グッズの活用（地域、企業等、学校等へ随時配布）
　〇行事やイベント等でPR
　〇主な啓発グッズ
　　・のぼり旗（緑、青）、ポスター、ベスト、帽子、まなざし手袋等
（3）シンボルキャラクターを活用した啓発『まなざし君』
　〇地域の行事やイベント等に参加し、子どもたちとふれあう
（4）テーマソング「まなざしアーチ」を活用
（5）子どもへのまなざし運動公式Instagram開設
　推進コーディネーターの取材記事や地域の行事、まなざし運動のことに関して投稿し、一般市民など、より幅広い層へ認知度の向上を図る。



5.24 きてみん祭パレード

MANAZASHIKUN_SAGACITY



子どもへのまなざし運動　公式 Instagram

2 市民が運動に共感し、実践に繋げるための取り組み

●子どもへのまなざし運動「大人の行動指針」の見直し【②】

〇推進委員会全体会

昨年度策定された「佐賀市こども計画」「佐賀市学校教育ビジョン」を共有し、時代の変化を踏まえた「大人の行動指針」改訂に向けて、内容の見直しを行う。

●企業との連携強化【③】

（1）参加企業へ実践を促す取組

〇企業の取り組みPR（市HP）

・まなざし運動に積極的に取り組んでいる企業や事業所の活動を紹介する
※まなざしキラリ賞受賞企業の表彰や、市報・HP・ラジオ放送での紹介を実施

〇まなざし運動啓発グッズの活用を通した取り組み継続の働きかけ

・のぼり旗、ポスター配布
・参加企業に対しアンケート協力依頼

〇企業へ運動に繋がる具体的な取り組みの提案

・市内全学校で導入している見守り人アプリ「otta」のアプリ導入を呼びかけ、「ながら見守り」への協力を依頼する
・子どもの通学中の熱中症対策として、事務所等を子どもたちの涼み処として利用できるようご協力を依頼する。

（2）運動への参加募集の継続

〇取り組み内容

・佐賀市労政だよりなどの活用（経済政策課）
・佐賀市中小企業人材確保支援事業費補助金の要件（経済政策課）※地域活動に取組む中小企業
・工事指名業者登録時の社会貢献ポイントの加点（契約監理課）
・佐賀市物品購入等競争入札参加資格申請時に運動参加要請（契約監理課）
・佐賀市スーパーアプリによる参加申し込み受付（手続きの簡素化）

●公民館との連携【④】

〇公民館における社会教育事業の推進

【全世代・全方位型生涯学習の推進】

子どもへのまなざし運動を推進し、公民館においては各種事業に子どもの”出番”、”役割”、”承認”の視点（市民性をはぐくむ教育）で事業に取り組む。

●各地域、学校、企業等で取り組まれている活動の情報発信【①】

（1）「子どもへのまなざし運動推進コーディネーター」による取材活動

（2）「運動実践事例の発表（第19回子どもへのまなざし運動推進大会　令和9年1月31日（日）開催予定）

●まなざしキラリ賞の表彰

〇募集期間：令和8年8月～10月まで（市報、ホームページ、チラシにて募集）

〇第17回まなざしキラリ賞表彰（第19回子どもへのまなざし運動推進大会にて表彰）

〇表彰者紹介等

・ホームページ等で紹介

・フリーペーパーでの紹介

・ラジオから、まなざしキラリ賞受賞者の思いを届ける番組

【募集チラシ】

市民総参加子ども育成運動「子どもへのまなざし運動」

令和８年度 第１７回 **まなざしキラリ賞 募集**

「子どもへのまなざし運動」を行っている方を表彰します

「子どもへのまなざし運動」を知っていますか？

佐賀市では、すべての大人が子どもの育成に主体的にかかわっていく市民総参加子ども育成運動「子どもへのまなざし運動」を推進しています。

まなざしキラリ賞について

「子どもへのまなざし運動」に積極的に取り組まれている個人・団体（事業者含む）の表彰を行います。
※自薦・他薦は問いません。

募集内容

部　門	個人の部・団体の部
表彰の種類	まなざしキラリ大賞　各部門１点 まなざしキラリ賞　各部門数点
応募方法	郵送、持参、FAX、メール
応募締切	令和８年１０月２日（金） （郵送は当日消印有効）
対 象 者	「まなざし運動」を主体的・積極的・継続的に取り組む市民の模範となる個人または団体 ※団体に応募する企業及び事業所は、「まなざし運動」に参加登録した企業に限る

第16回まなざしキラリ賞　受賞者

大賞　個人の部



中川副校区 今川 房子 様

活動内容「てらこやあんのんだれでも食堂」を毎月1回開催し、子どもたちへの食育を行っている。また、小中学校での読み聞かせなども行っている。

大賞　団体の部



子育ておしゃべりサロン 様

活動内容 毎月1回「子育ておしゃべりサロン」を開催している。子育て中の悩みや思いを分かち合える場所として、親子のかかわりを支える場となっている。

応募・問い合わせ先

〒840-0831佐賀市松原二丁目2番27号
青少年センター
佐賀市教育委員会社会教育課
まなざしキラリ賞係
TEL：40-7354　FAX:24-2332
メール：shakaikyoiku@city.saga.lg.jp

応募について詳しくはこちら

佐賀市ホームページ
https://www.city.saga.lg.jp/
「知りたい情報から探す」▶
「子育て・教育」▶「目的から探す」▶
「つながる・でかける」▶「子どもへのまなざし運動」からもご覧いただけます。
応募用紙のダウンロード、過去の受賞者の確認等が行えます。

○佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例

平成１９年９月２５日

条例第３８号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　子どもの育成に関する大人の役割（第４条―第７条）
第３章　市の責務（第８条）
第４章　市民総参加子ども育成運動（第９条―第１１条）
第５章　雑則（第１２条）
附則

子どもの健やかな成長は、すべての大人の願いです。子どもを育むことは、未来の大人、つまり、明日の佐賀市、ひいては明日の日本を支える大人を育てることでもあります。

子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、大人をはじめとする多くの他者とのかかわりが重要です。その中で、子どもは、他者との意思疎通を図りながら、多様な人間関係を学び、社会的に自立した大人へと成長していきます。

そのためには、佐賀市の大人一人ひとりが、子どもとのかかわりの中ではいつの時代にあっても大切にしたい「命」、「自立」、「他者とのかかわり」、「子どもを取り巻く環境」という視点を意識しつつ、子どもを育む場としての「家庭」、「地域」、「企業等」、「学校等」の役割を再認識し、社会全体で子どもを育んでいく必要があります。

佐賀市は、未来を託す子どもを育むため、すべての大人が子どもの育成に関心を持ち、主体的に子どもの育成にかかわる社会「子どもへのまなざし“１００％”のまち」の実現をここに決意し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもを健やかに育むための基本理念、大人の役割等を明らかにすることにより、すべての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　子ども　おおむね１８歳未満の者をいう。

（２）　大人　子どもを除くすべての者をいう。

（３）　地域　市民、各種団体及びNPOその他の市民活動団体をいう。

（４）　企業等　事業活動を営むすべてのものをいう。

（５）　学校等　学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

（基本理念）

第３条　子どもの育成は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

（１）　大人は、子どもの育成に対する家庭、地域、企業等及び学校等の役割と責任を自覚するとともに、これらの相互の又は全体としての連携及び協働を図り、その役割と責任を果たすよう努めること。

（２）　大人は、子どもの人格を尊重し、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、当該権利の尊重に努めること。

（３）　大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省み、自らを律すること。

第２章　子どもの育成に関する大人の役割

（家庭の役割）

第４条　家庭は、子どもに対するすべての教育が家庭教育の上に成り立ち、かつ、子どもの育成の原点が家庭にあることを認識し、子どもを社会的に自立した大人へと育てるために、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

（１）　家族のきずなを大切にし、人間の命は祖先から受け継がれ、かつ、未来へとつながる尊いものであることを子どもに伝えること。

（２）　家庭での生活リズムを確立し、子どもに基本的な生活習慣及び社会の規範を身に付けさせること。

（３）　常に子どもへの愛情を注ぎ、成長段階に応じた子どもとのふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとなるような家庭環境づくりを図ること。

（４）　子どもを取り巻く環境を考慮し、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な情報及び環境から子どもを守ること。

（地域の役割）

第５条　地域は、子どもが地域社会で多様な人間関係を学び、様々な体験及び経験を重ねて成長していくことを認識し、子どもに地域社会の一員としての自覚を促すために、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

（１）　子どもへの気配り及び目配りを心掛け、子どもの安全を守ること。

（２）　地域社会で行われる行事等への子どもの参画を促し、活躍の場を与え、かつ、その行動を称するとともに、多くの他者とかかわり合える機会を提供すること。

（３）　地域社会で行われる行事等を通じて子どもと顔見知りになり、お互いにあいさつを交わせる関係づくりを行うなど、子どもとのふれあいを深めること。

（４）　子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な情報及び環境が身近に存在することを認識し、その改善を図ること。

（企業等の役割）

第６条　企業等は、子どもの育成に対して社会的責任を有すること及び将来の経済や社会を支える担い手の育成という観点からも重要な役割を担っていることを認識し、企業等で働く者の仕事と家庭生活との両立を支援するとともに、働くことに対する子どもの理解が深まるように、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

（１）　大人が働く姿を見ることができる機会を子どもに提供すること。

（２）　地域及び学校等が行う職場見学、就業体験その他の子どもの育成に関する活動に協力すること。

（３）　子どもの保護者が安心して子育てにかかわることができる職場の環境づくりを図ること。

（４）　事業活動を行う際には、子どもを取り巻く環境に配慮し、子どもの健全な育成に寄与すること。

（学校等の役割）

第７条　学校等は、子どもに生きる力を身に付けさせるとともに、子どもの学ぶ意欲及び学ぶ喜びを育むために、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

（１）　心の教育の充実を図り、子どもの倫理観を育むこと。

（２）　子どもへの指導方法を改善し、子どもに自ら学ぶ力及び仲間と共に学び合う姿勢を身に付けさせること。

（３）　集団生活及び集団活動を通して、子どもに社会性及び協調性を身に付けさせること。

（４）　子ども自身が身近な危険から身を守ることができるように、情報教育及び健康教育の充実を図り、子どもに情報及び健康に対する正しい知識を身に付けさせること。

第３章　市の責務

（市の責務）

第８条　市は、家庭、地域、企業等及び学校等における子どもの育成に関する取組について必要な支援を行うとともに、これらが子どもを育成するために、相互に又は全体として連携し、及び協働して取り組む活動の促進に資する総合的な調整を行うものとする。

２　市は、この条例の目的や内容について、周知及び啓発に努めるものとする。

第４章　市民総参加子ども育成運動

（市民総参加子ども育成運動）

第９条　すべての大人は、この条例に掲げる目的を達成するため、この条例の基本理念にのっとり社会全体で取り組む子どもを育む運動（以下「市民総参加子ども育成運動」という。）に主体的にかかわるものとする。

（佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会）

第１０条　市は、市民総参加子ども育成運動を推進するため、佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

２　推進委員会は、市民総参加子ども育成運動に関する事項等について審議するとともに、この条例に基づく取組を総合的に推進するために必要な事項について協議する。

（組織等）

第１１条　推進委員会は、委員長及び委員４０人以内で組織する。

２　委員長は、市長をもって充てる。

３　推進委員会に副委員長を１人置き、委員の互選によって定める。

４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　関係行政機関の職員

（３）　子どもの育成に関し識見を有する者

（４）　学識経験のある者

５　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

７　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第５章　雑則

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

２　佐賀市報酬及び費用弁償支給条例（平成１７年佐賀市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（検討）

３　市は、この条例の施行後５年を目途として、この条例の施行の状況及び社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会規則

平成２０年４月１日
規則第３１号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成１９年佐賀市条例第３８号）第１０条に規定する佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者等の出席）

第３条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（分科会）

第４条　推進委員会に、子どもを育む場それぞれにおける育成運動に関する事項を審議するため、家庭分科会、地域分科会、企業等分科会及び学校等分科会（以下「分科会」という。）を置く。

２　分科会に属すべき委員は、委員長が推進委員会に諮って指名する。

３　分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。

４　分科会長は、当該分科会の事務を掌理し、当該分科会の審議の経過及び結果を推進委員会の会議に報告しなければならない。

５　分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

６　前２条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、「推進委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第５条　推進委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。